

2023年（令和5年）2月1日

物品調達業者の皆様へ

オープンカウンター方式での発注について

本市では、2010年（平成22年）4月から、契約手続きにおける公平性・透明性の向上及び事業者の見積参加機会の拡大を図るため、物品の買い入れ及び印刷製本に係る製造の請負（以下「物品の買い入れ等」という。）について、オープンカウンター方式を導入しているところです。

この度、オープンカウンター方式の実施方法について、下記のとおり整理しましたので、お知らせします。

また、「物品の買い入れ等におけるオープンカウンター方式実施要領」を市ホームページに掲載しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

○ オープンカウンター方式について

オープンカウンター方式とは、物品の買い入れ等に係る随意契約において、見積徴取の相手方を特定せず、案件を公開し、一定の資格を有する者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りした者と契約を締結する方式をいいます。

○ 対象となる契約について

資産活用課が行う物品の買い入れ等で、1件の案件に係る予定価格が5万円以上80万円以下（印刷製本に係る製造の請負については130万円以下）のものを対象とします。

○ オープンカウンター方式の参加資格について

オープンカウンター方式における基本的な参加資格要件は次のとおりです。

- ・ 福山市企画財政局財政部資産活用課の競争入札（見積）参加資格の認定を受けた者
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しない者
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- ・ 見積り合わせ情報公開の日から見積り合わせ結果公表の日までの間のいずれの日においても、福山市建設工事等指名除外基準要綱（1994年〔平成6年〕11月17日施行）の規定に基づく指名除外又は指名留保措置を受けていない者

- ・ 本市に納付すべき市税の滞納がない者
- ・ 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者
- ・ 営業するうえで法令の規定による必要な許可、認可を得ている者
- ・ 代表者又は自社の役員等が、福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号又は第3号に該当しない者
- ・ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者
- ・ その他、対象案件ごとに参加資格要件（地域要件等）を設定している場合は、当該参加資格要件を有する者

地域要件の区分は次のとおりです。

市内業者・・・福山市内に本店を有する者

準市内業者・・・福山市内に支店、営業所等を有する者

近県業者・・・広島県内又は岡山県内に本店、支店、営業所等を有する者

その他・・・上記のいずれにも該当しない者

○ 見積り合わせ情報の公開について

- ・ 対象案件に係る仕様書等は、原則として、毎週火曜日に資産活用課窓口及び市ホームページを利用して閲覧に供します。ただし、その日が「福山市の休日を定める条例」（平成元年3月29日 条例第29号）第1条に規定する市の休日に当たる場合は、翌開庁日に公開します。
- ・ 見本がある場合は、その旨を仕様書に記載します。見本は資産活用課窓口（案件によっては要求課）においてご確認ください。

○ 質問について

質問がある場合は、指定の質問書を質問書提出期限までに資産活用課に提出してください。

【提出方法】

持参、ファクシミリ及び電子メール ※電話では受付できません。

【提出先】

福山市企画財政局 財政部 資産活用課 調達担当

〒720-8501 福山市東桜町3番5号（本庁舎5階）

電話番号 084-928-1017

FAX 084-931-2460（見積書提出専用番号）

電子メール chotatu@city.fukuyama.hiroshima.jp（見積書提出専用アドレス）

【回答方法】

回答は、質問書提出締切日の翌開庁日中に、資産活用課窓口及び市ホームページを利用

して閲覧に供します。

○ 同等品での見積について

案件によっては、仕様を満たす品として参考品を挙げる場合があります。その際、仕様書に同等条件を記載し、この条件を満たすものを同等品と認めます。参考品以外の品で見積るときは、見積書提出時にカタログ等仕様の分かる書類等を添え提出してください。

○ 見積書の記入及び提出について

- ・ オープンカウンター方式に参加する場合は、原則、指定の見積書を使用し、案件ごとに定める期間内に資産活用課に提出してください。

【提出方法】

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

【提出先】

質問書提出先と同じ。

- ・ 見積書の様式は市ホームページに掲載しています。
任意の様式でも結構ですが、必要事項が確認できるものとしてください。
- ・ 見積書は記入例を参考に、単価、数量、金額を記入してください。
- ・ 見積書は、品名、見積金額、契約希望金額、所在地、商号、代表者名、印影（競争入札（見積）資格審査申請書に押印した使用印鑑）、見積書記入例⑦の必要事項が確認できるものとしてください。
- ・ 見積仕様書一覧最左欄の「見積番号」ごとに分けて提出してください。また、余白部に見積番号を必ず記入してください。
- ・ 見積書には提出年月を記入してください。
- ・ ファクシミリの送信サイズはA4判としてください。（縮小されていると文字が潰れて読めなくなります。）
- ・ ファクシミリの受信は市役所開庁日の8時30分から17時15分までとします。閉庁日、閉庁時間の受信については、責任を負いかねますので送信しないでください。
- ・ ファクシミリの送信は必ず指定の見積書提出専用番号に送信してください。
- ・ 郵送の場合は、提出期限日の前日必着としてください。
- ・ 提出した見積書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができませんのでご注意ください。

【その他】

- ・ 見積り合わせの結果は資産活用課窓口又は市ホームページで確認してください。原則、落札者に資産活用課より発注の連絡はしません。落札者において、見積書をファクシミリ又は電子メールで提出している場合は、発注書と引き換えに原本を提出してください。なお、原本の提出がない場合は、発注書をお渡しすることはできません。

○ **見積書の無効について**

次のいずれかに該当する見積書は無効としますのでご注意ください。

- ・ 見積りに参加する者に必要な資格のない者が見積りをしたとき
- ・ 記名押印を欠く見積り
- ・ 金額を訂正した見積り
- ・ 見積りが取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき
- ・ 契約担当職員において定めた見積りに関する条件に違反したとき
- ・ 見積者が2以上の見積りをしたとき
- ・ 見積者が連合して見積りしたとき、その他見積りに際して不正の行為があったとき
- ・ 必要事項を確認できない見積り
- ・ その他特に指定した事項に違反した見積り

○ **相手方の決定方法について**

- ・ 有効な見積書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りした者を契約の相手方として決定します。
- ・ 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りした者の参加資格要件等の審査を行います。最低の価格で見積りされた場合でも、参加資格要件を満たしていなければ見積りは無効とし、次順位の見積りを順次審査し資格があると認めた場合は相手方に決定します。
- ・ 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が2者以上あるときは、くじ引きで契約の相手方を決定します。くじ引きの日程は電話等で速やかに通知しますが、参加することができない場合には、当該契約事務に関係のない本市職員が代理抽選を行います。

○ **見積り合わせ結果の公表について**

オープンカウンター方式の結果については、契約相手方を決定し次第、速やかに資産活用課窓口及び市ホームページを利用して閲覧に供します。

○ **契約書等の作成について**

福山市契約規則（昭和41年5月1日 規則第13号）第3条及び第4条に基づき、契約金額に応じ、契約書を省略し契約に必要な事項を記載した請書及び見積書をもってこれに代える事とします。

○ **その他**

- ・ 見積書作成に要した費用等は、参加者の負担とします。

- ・ 都合により、調達を中止する場合があります。
- ・ 契約の履行遅滞、不履行及びその他の不正・不誠実の行為があったと認められる場合は、契約条項及び市の定めた基準により損害賠償請求、指名除外措置等を行う場合があります。

○ オープンカウンター方式に関する問い合わせ先

福山市企画財政局 財政部 資産活用課 調達担当

〒720-8501 福山市東桜町3番5号（本庁舎5階）

電話番号 084-928-1017

FAX 084-931-2460

電子メール chotatu@city.fukuyama.hiroshima.jp